伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する 協定書に関する確認書の一部を改定する確認書

愛媛県(以下「甲」という。)及び伊方町(以下「乙」という。)と四国電力株式会社(以下「丙」という。)は、甲、乙及び丙が昭和51年3月31日付けで締結した伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に関する確認書の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改定する。

改定 後 改定 前 10 第11条について 10 第11条について (1)~(5) 略 (1)~(5) 略 (6) 第2項第11号に規定する「その他異 (6) 第2項第11号に規定する「その他異 常事態が発生したとき」とは、同項第1 常事態が発生したとき」とは、同項第1 号から第 10 号までに掲げるもののほ 号から第 10 号までに掲げるもののほ か、通常運転時、施設定期検査時、核燃 か、通常運転時、施設定期検査時、核燃 料の輸送中その他あらゆる場合におい 料の輸送中その他あらゆる場合におい て、正常状態以外のすべての事態が発 て、正常状態以外のすべての事態が発 生したときをいう。 生したときをいう。 ただし、核物質防護に係る異常事態 こついては、発生後、脆弱性が解消され たときをいう。

この確認書の成立を証するため、本確認書を3通作成し、甲、乙及び丙が各自記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年8月4日

甲 愛 媛 県 知 事 中 村 時 広

乙 伊 方 町 町 長 高 門 清 彦

丙 四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長 井 啓 介